

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）】

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率については、当金庫の金利優遇制度にもとづき、当金庫所定の利率にその制度による利率を上乘せすることができるものとし、金利優遇制度に該当しないときは当金庫所定の利率によるものとします。
なお、当金庫はいつでもこの金利優遇制度を変更または中止できるものとします。また、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条（自動継続）第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」）といえます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替る場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - ⑤ 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）、自由金利型6年定期預金（M型）、自由金利型7年定期預金（M型）、自由金利型8年定期預金（M型）、自由金利型9年定期預金（M型）および自由金利型10年定期預金（M型）の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は前第1号から第2号にかかわらず、次によります。
 - A 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

B 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

C 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

D 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第3条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、次の「6か月以上の預入期間に応じた利率」（イ）が、「預入日から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率」（ロ）を上回るときは、（ロ）の利率を適用します。また、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、変更する日以後最初の継続日からとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |

② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70% |

③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70% |
| E 2年以上3年未満 | 約定利率×70% |

④ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |

- | | | |
|---|-------------|----------|
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |
- ⑤ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- ⑥ 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H | 4年以上6年未満 | 約定利率×90% |
- ⑦ 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×30% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×60% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×80% |
| I | 5年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- ⑧ 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×50% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| J | 6年以上8年未満 | 約定利率×90% |
- ⑨ 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×70% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×80% |
| K | 7年以上9年未満 | 約定利率×90% |
- ⑩ 預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|---|-------|----------------|

B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G	3年以上4年未満	約定利率×40%
H	4年以上5年未満	約定利率×50%
I	5年以上6年未満	約定利率×60%
J	6年以上7年未満	約定利率×70%
K	7年以上8年未満	約定利率×80%
L	8年以上10年未満	約定利率×90%
⑪預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合		
A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
G	3年以上4年未満	約定利率×30%
H	4年以上5年未満	約定利率×40%
I	5年以上6年未満	約定利率×60%
J	6年以上7年未満	約定利率×70%
K	7年以上8年未満	約定利率×80%
L	8年以上9年未満	約定利率×90%
M	9年以上10年未満	約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条(利息)の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 中間利息定期預金の通帳を発行した場合には、この預金の継続にあたり、第2条(利息)第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

5. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上